

岡崎版図柄入りナンバープレート推進協議会規約（案）

（目的）

第1条 岡崎市と幸田町は、「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」（令和4年4月国土交通省自動車局自動車情報課）に規定する協議会として、岡崎版図柄入りナンバープレート推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる者を構成員として組織する。

- (1) 岡崎市が必要とする者
- (2) 幸田町が必要とする者
- (3) 岡崎市
- (4) 幸田町

（所掌事務）

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」に基づき、寄付金を充てるべき事業を検討すること。
- (2) 「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」に基づき、寄付金を充てるべき事業の実施事業者を選定すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、岡崎版図柄入りナンバープレートの普及促進に関し必要な事項の協議を行うこと。

（会議）

第4条 協議会の会議は、市長又は町長の呼び掛けにより開催する。

- 2 市長又は町長は、会議を開催するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

（協議結果の尊重）

第5条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

（公表）

第6条 協議会の公表は、岡崎市及び幸田町のホームページへの掲載等により行う。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、岡崎市総合政策部地域創生課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会議に諮り、別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和5年10月 日から施行する。
- 2 この規約は、令和10年10月22日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要と認められるときは、5年以内の期間を定めて、その効力を延長することができる。